

## 中野市ネーミングライツ事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の自主財源の確保及び市民サービスの向上を図るため、ネーミングライツ事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 市が所有する施設について、本市の条例、規則等で定める名称に代えて使用する愛称を付与する権利のことをいう。
- (2) ネーミングライツ・パートナー 市とネーミングライツに関する契約をした企業等をいう。
- (3) ネーミングライツ料 ネーミングライツ・パートナーから得るネーミングライツの対価をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 ネーミングライツ・パートナーにネーミングライツを付与し、ネーミングライツ料を得ることをいう。

### (ネーミングライツ事業の種類)

第3条 ネーミングライツ事業の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 公募型 市が選定した施設について企業等が応募するもの
- (2) 提案型 市が選定した施設以外の施設について企業等が提案するもの

### (対象の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツ事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 市の公共性、中立性又は品位を損なうもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 青少年の健全な育成を阻害するもの
- (6) その他市長が不相当と認めるもの

### (ネーミングライツ・パートナーの資格)

第5条 ネーミングライツ・パートナーは、市税の滞納その他市長が別に定める税の滞納がないものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、必要な要件はネーミングライツ事業ごとに市長が別に定める。

(募集の方法等)

第6条 ネーミングライツの募集方法、ネーミングライツ料、選定方法等については、ネーミングライツ事業ごとに市長が別に定める。

(愛称に関する責任)

第7条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業で使用した愛称に関する責任を負うものとする。

(事業の取消し)

第8条 市長は、ネーミングライツ事業が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料が納入されないとき。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが、この要綱又はネーミングライツ事業ごとに定める事項のほか、法令等に違反又はそのおそれがあるとき。
- (3) ネーミングライツ・パートナーが、社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) ネーミングライツ・パートナーが、契約解除の申出をしたとき。
- (5) その他市長がネーミングライツ事業に支障があると認めるとき。

(ネーミングライツ料の還付)

第9条 前条の規定による取消しがあった場合において、既に納付されたネーミングライツ料その他の料金は、還付しない。ただし、市の責めに帰すべき事由によりネーミングライツ事業ができなかった場合は、この限りでない。

(審査委員会)

第10条 ネーミングライツ・パートナーの選定、施設の愛称、ネーミングライツ料等の審査は、中野市広告掲載実施要綱（平成19年中野市告示第75号）第9条に規定する中野市広告審査委員会が行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月11日から施行する。

(中野市広告掲載実施要綱の一部改正)

2 中野市広告掲載実施要綱の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「広告掲載の可否」の次に「並びに中野市ネーミングライツ事業実施要綱（令和元年中野市告示第161号）第2条第4号に規定するネーミングライツ事業に係る可否」を加える。